

第62号

協会だより



平成30年7月

三重県高圧ガス安全協会

三重県高圧ガス溶材組合

目 次

三重県高圧ガス安全協会長 就任のご挨拶	1
三重県からのお知らせ	
・ 高圧ガス保安に係る制度改正について	2
・ 平成29年度 三重県内の高圧ガス事故情報	5
三重県高圧ガス安全協会通常総会	7
総会記念講演会	
『作』で乾杯！ ～鈴鹿の酒～	8
三重県高圧ガス安全協会長表彰	10
安全協会長表彰を受賞して	11
三重県高圧ガス溶材組合通常総会	17
コンプライアンスシリーズ (No.17)	
処理能力の合算の考え方	18
我が社の保安全管理	
味の素(株)東海事業所	24
(株)デンソー大安製作所	26
趣味の時間	
* -- フラメンコ -- *	28
ヨッさんの旅日記 (第4話)	
ほんとうに行けたのか、 「新居じゃないよ、新疆ウイグル自治区」 後編	30
新刊図書のご案内	33
平成30年度高圧ガス試験案内	34
編集後記	36
☆私のワンショット	裏表紙

会長就任のご挨拶



三重県高圧ガス安全協会 会長 角田 知紀

KHネオケム株式会社
執行役員 四日市工場長

会員の皆様におかれましてはご清祥の事とお喜び申し上げます。

この度三重県高圧ガス安全協会会長を拝命されました、KHネオケム株式会社四日市工場の角田でございます。

高圧ガス安全協会の運営を通じ、加盟会社の高圧ガス事故災害防止のため役員会社一同、力を合わせ努力する所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前会長の昭和四日市石油株式会社様におかれましては、平成28年から2年間大変ご尽力頂き、感謝申し上げます。

5月16日に開催されました通常総会において、表彰受賞されました皆さまには長年、高圧ガスの安全管理に貢献されてきたことに敬意を表すると共に、後輩への技術の伝承など、引き続き事業所の自主保安に努めて頂きます様願申し上げます。

さて、世間ではコンプライアンス問題が取りざたされており、中小企業のみならず大手企業やその子会社においても重大なコンプライアンスの違反が目立つところであります。加盟会社におかれましては、コンプライアンス遵守は企業理念として確立され、すでに取り組まれていることだと思っておりますが、特に法令等誤った知識や情報によってはコンプライアンスに抵触することも十分考えられます。一方、最近の高圧ガス事故の発生状況を見ても、全国では平成28年に過去10年間で最も多くなっており、三重県でも同様な状況です。事故原因としては腐食管理不良、誤操作・誤判断、また移動中の事故では交通事故が原因として最も多くなっており、設備の老朽化やヒューマンエラーの課題が浮き彫りとなっているのが現状です。

このような状況の中、当協会の目的でもある「会員の相互連携によって高圧ガスによる災害を未然に防止し、もって公共の安全を確保する。」をさらに強化すべく、関係行政や関係団体などとの十分な連携や、安全管理について企業間との情報交換など、三重県高圧ガス安全協会の活動を充実させて参りますので、会員の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に会員企業の益々のご発展を祈願いたしまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

高圧ガス保安にかかる制度改正について

最近の高圧ガス保安関係の制度改正はめまぐるしいものがあり、かつ、大きな改正も多くあります。このため、皆様には、引き続き制度改正に関する情報収集のためのアンテナを高く掲げていただく必要があります。

制度改正については、官報や経済産業省サイト内の産業保安の新着情報等に掲載されていますので、これらを確認いただければと思います。

また、今後の制度改正の方向性については、経済産業省サイト内の意見募集（いわゆるパブリックコメント）や審議会・研究会等の保安分科会のページを確認ください。

これらの資料は、何故このような改正を行うか、どういった方向に変えたいのか、といった背景が分かるため、制度改正の内容を理解するうえで有益です。

※保安分科会のホームページは、「経済産業省」のサイト内にあります。

経済産業省 > 審議会・研究会 > 産業構造審議会
> 保安分科会（H29年7月より保安・消費生活用製品安全分科会と改称）

※当お知らせの文中では、法、政省令等を次の様に略しています。

法・・・・・・・・高圧ガス保安法
（昭和26年6月7日法律第204号）
政令・・・・・・・・高圧ガス保安法施行令
（平成9年2月19日政令第20号）
一般則・・・・・・・・一般高圧ガス保安規則
（昭和41年5月25日 通商産業省令第53号）
コンビ則・・・・・・・・コンビナート等保安規則
（昭和61年12月13日 通商産業省令第88号）
冷凍則・・・・・・・・冷凍保安規則
（昭和41年5月25日 通商産業省令第51号）
容器則・・・・・・・・容器保安規則
（昭和41年5月25日 通商産業省令第50号）
LP FRP 容器基準・・・・・・・・液化石油ガス用プラスチックライナー性一般複合
容器の技術基準（日団協技術基準 S 高 1003-2018）

最近の主な制度改正等の一部を紹介します。

1 冷凍則での冷媒ガスの定義の変更（平成29年7月25日改正）

これまで冷凍則では、可燃性ガス、不活性ガス又は毒性ガスについて、それぞれガス名を1つ1つ掲げて定義していました。

しかし、これでは新たな冷媒ガスが開発されるたびに冷凍則の改正が必要で、その位置づけを明確化することに時間がかかっていました。

そこで、一般則等と同様、冷凍則においても新開発の冷媒を速やかに位置づけできるように、可燃性ガスの判断基準を加え、新開発のフルオロカーボンについては、個別に掲名せずに可燃性又は不活性の判断が行えるようになりました。

これに併せて、毒物の定義についても、一般則等との整合を図るため、毒物及び劇物取締法の毒性ガスの定義を引用するよう規定が整備されました。

なお、新開発のフルオロカーボンが不活性であるかどうかの判定は、日本冷凍空調学会に設置された新冷媒評価委員会が引き続き行います。

2 二酸化炭素に係る規制緩和について（平成 29 年 7 月 25 日改正）

二酸化炭素冷媒については、冷凍設備の技術進展と利用上の安全性が確認されたことから、フルオロカーボン冷媒（不活性のものに限る）と同等の規制内容とするよう政令等が改正されました。

具体的には、冷凍能力が 20 トン以上 50 トン未満の設備については従来の許可対象から届出対象となり、20 トン未満の設備については届出不要となりました。

3 特定不活性ガスに係る技術上の基準等の見直しについて

（平成 28 年 11 月 1 日改正）

フルオロカーボンのうち、環境負荷の小さい微燃性ガスが特定不活性ガスとして位置づけられ、これに伴い、特定不活性ガスに係る技術上の基準が見直されました。主な見直し事項等は次のとおりです。

＜一般則＞

- ・ 第 2 条第 4 号の 2 特定不活性ガスの定義
- ・ 第 6 条第 1 項 製造設備（第 1 種・定置式）技術上の基準
- ・ 第 6 条第 2 項 製造方法（第 1 種）技術上の基準
- ・ 第 8 条第 1 項 製造設備（第 1 種・移動式）技術上の基準
- ・ 第 8 条第 2 項 製造方法（第 1 種）技術上の基準
- ・ 第 11 条 製造技術基準（第 2 種）
- ・ 第 18 条 貯蔵方法基準
- ・ 第 21 条 貯蔵所技術基準（第 1 種）
- ・ 第 26 条 貯蔵所技術基準（第 2 種）
- ・ 第 48 条 移動技術基準等
- ・ 第 61 条 廃棄ガス種指定
- ・ 第 62 条 廃棄技術基準

<コンビ則>

- ・第2条第3号の2 特定不活性ガスの定義
- ・第5条第1項 製造設備技術上の基準
- ・第5条第2項 製造方法技術上の基準

<冷凍則>

- ・第2条第1項第3号 特定不活性ガスの定義
- ・第7条第1項 製造設備（第1種・定置式）技術上の基準
- ・第7条第2項 認定指定設備技術上の基準
- ・第8条 製造設備（第1種・移動式）技術上の基準
- ・第11条 製造技術基準（第2種）
- ・第15条 その他製造技術基準
- ・第33条 廃棄ガス種指定
- ・第34条 廃棄技術基準

4 LPガス用FRP容器の技術基準の見直しについて(平成30年3月12日)

これまで、LPガス用FRP容器は、LP FRP容器基準において25リットル以下の容器に限定されてきました。

しかし、高圧ガス保安協会において、50リットル以下の容器は容器則に定める機能性基準に適合すると認められたことから、50リットル以下の容器にも対応出来るよう同基準の改正が行われました。

最近の改正は、上記1及び2の冷媒の規制の見直し、並びに同3及び4のファスト・トラック制度の活用実績による規制基準の見直しの他、保安検査方法の改定（KHKS 0850-1, 2, 3, 5, 6, 7の改正）など、多岐にわたっています。

また、法令の改正ではありませんが、事故発生時の措置について定めた「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」及び「液化石油ガス関係事故措置マニュアル」は、平成30年4月1日にそれぞれ「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」及び「液化石油ガス事故対応要領」に改められています。

皆様には、制度等改正の機会に施設・設備及び管理規程等を確認していただき、適正な保安活動並びに事故及びトラブル発生時には迅速・的確な対応をお願いいたします。

平成29年度 三重県内の高圧ガス事故情報

平成29年度の三重県内での高圧ガス事故は、容器の盗難・喪失を除き、下表のとおり19件発生し、前年度から9件減少しました。また、誤操作・誤判断を原因とする事故により軽傷者が1名出ています。

指差し呼称等の基本動作の徹底により、事故の未然防止に努めてください。

No.	発生日	事 象	被害		事故発生原因
			人的	物的	
1	H29.5.5	連続再生式改質装置の熱交換器からの出火	なし	なし	その他(ボルト軸力低下) 締結管理不良
2	H29.5.10	液化アンモニア受け入れコンプレッサーからのアンモニアガスの漏えい	なし	なし	その他(整備不良) シール管理不良
3	H29.5.22	空調機の冷媒配管からのフロンR22の漏えい	なし	なし	その他(経年劣化)
4	H29.5.27	ローリーへのガス払い出し中の液化石油ガスの漏えいによる負傷事故	軽傷 1名	なし	誤操作・誤判断
5	H29.5.29	チリングユニットの熱交換器からのフロンR22の漏えい	なし	なし	腐食管理不良 点検不良
6	H29.6.5	空調機の圧縮機吐出側配管からのフロンR22の漏えい	なし	なし	その他(経年劣化)
7	H29.6.29	空調機の低圧側配管からのフロンR22の漏えい	なし	なし	施工管理不良 点検不良
8	H29.8.23	屋内冷凍機の圧縮機入口側配管からのフロンR22の漏えい	なし	なし	検査管理不良
9	H29.10.3	チリングユニットの熱交換器からのフロンR22の漏えい	なし	なし	腐食管理不良 その他(未点検部位)

10	H29.10.31	冷凍機の蒸発器からのR407Cの漏えい	なし	なし	腐食管理不良 点検不良
11	H29.11.10	液化アンモニア受入れ時のフレキシブルチューブからのアンモニアガスの漏えい	なし	なし	検査管理不良 点検不良
12	H29.11.9	冷凍設備へ冷媒充てん中のフロンR134aの漏えい	なし	なし	調査中
13	H29.12.1	気密試験機の圧縮空気配管の破裂	なし	なし	調査中
14	H29.12.21	水素ガス供給装置供給配管からの水素ガスの漏えい	なし	なし	腐食管理不良
15	H30.1.7	水素ガス供給装置の減圧弁からの水素ガスの漏えい	なし	なし	シール管理不良
16	H30.1.26	ブライン冷凍機の蒸発器入口弁からのフロンR22の漏えい	なし	なし	シール管理不良 点検不良
17	H30.2.11	チラーユニットの熱交換器からのフロンR22の漏えい	なし	なし	その他(経年劣化)
18	H30.3.22	圧縮空気気密試験機の配管及び検査設備の破裂事故	なし	なし	調査中
19	H30.3.24	液化天然ガス温水式蒸発器からの天然ガスの漏えい	なし	なし	調査中



三重県高圧ガス安全協会通常総会

平成 30 年度三重県高圧ガス安全協会通常総会は、これまで会場としてきた四日市農協会館の利用ができなくなったことから、プラトンホテル四日市 3 階ダイヤモンドホールを新たな会場として、5 月 16 日(水)15 時から開催されました。(出席 56 社、委任状 95 社)

副会長会社の KH ネオケム(株)四日市工場 青木課長の司会で進められ、若本会長(昭和四日市石油(株)四日市製油所長)の挨拶に続いて三重県高圧ガス安全協会会長表彰が行われました。(受賞者は 10 ページに掲載)

表彰式の後、議事に入り、平成 29 年度事業及び収入・支出決算、平成 30 年度事業計画及び収入・支出予算が原案どおり承認されました。

また、役員改選が行われ、会長に緒方利明氏(KHネオケム(株)四日市工場長^{*})が就任しました。また、副会長など新役員が選任されました。

その後、三重県防災対策部コンビナート防災監 河口直樹氏、高圧ガス保安協会中部支部事務局長 岡田邦雄氏からご祝辞をいただいて総会は終了しました。

協会会長表彰受賞者の記念撮影を行った後、清水清三郎商店(株)清水社長に『「作」で乾杯! ~鈴鹿の酒~』と題する講演をしていただきました。

講演会終了後、ヴェネチアホールにおいて清水講師をはじめ、多数の方の参加により懇親会を開催しました。

『作』で乾杯したことは言うまでもありません。

※緒方氏は 6 月末で転任されましたので、後任の角田知紀氏が会長に就任いたしました。



若本会長挨拶



左：司会の青木氏
右：来賓の方々

『作』で乾杯！ ～鈴鹿の酒～

今回の記念講演会は、『作で乾杯！～鈴鹿の酒～』という、お酒好きの小生には、非常に興味深いお題目で楽しみにしておりました。

まず、この『作（ざく）』というお酒の名前は、飲む人やそれを提供する人達、出会った皆で作りに上げるお酒という願いが込められており、スッキリした味わいを基本に、たくさんの方に愉しんでいただけるお酒として、長い年月を経て誕生したとのことでした。

2016年5月26日、27日に開催された、第42回先進国首脳会議、いわゆる「伊勢志摩サミット」でのワーキングランチに提供された日本酒のひとつでもあり、ワーキングランチの乾杯で提供された、「作 智（さと） 純米大吟醸 滴取り（しずくどり）」というお酒は、1本750mlで、なんと¥15,000とのこと!!で、とても手が出ません…。

サミットの乾杯酒として一躍有名になり、造っても造っても売り切れるという、品薄状態が今も続いているそうです。

また、デザートに合わせた食後酒として提供された、『concentration 作凝縮H』は、三菱ケミカルさんの「ゼオライト膜」の技術を用いて、旨味・香り・アルコール成分を濃縮したアルコール度数30度の新しいお酒として、伊勢志摩サミットのために開発されたお酒とのこと。

ここでも『作』の願いである「皆で作りに上げる」ということが、しっかり根付いているなーと感心致しました。

この他にも、三重の酒造りの歴史についてお話をさせていただきました。

『作』が有名になる前は、全国での鈴鹿の酒造りの知名度は低く、「鈴鹿と言えば鈴鹿サーキット、排気ガスや騒音の中で酒造りをしているのか」と揶揄されることもあったそうです。

ただ、三重県での酒造りの歴史は古く、1500年～2000年前から



伊勢の国で酒造りが行われており、お酒の産地として有名なことが、大辞林で「味酒（うまさけ）」で調べると記載されているそうです。

興味のある方は、是非調べてみてください。

ご講演をいただいた、清水清三郎商店(株) 代表取締役 清水慎一郎さんは、「日本酒を世界に広げよう！日本酒に自信を持とう！」と積極的にPR活動をされており、ロンドン、イタリア、ロシア、アフリカ・・・と世界で幅広く、様々な場で、日本酒のPR活動をされています。

今、世界では日本酒ブームとのことで、この波に乗り遅れることなく、日本酒を世界各地でPRして行きたいと熱く語っておられました。



最後に、この『作』は、小売販売の取扱いのみで、四日市では3店しか取扱いを行っていないとのことです。

皆さん探してみてもは如何でしょうか？

追)

普段はビール党の私ですが、講演会の後には、すっかり心も体も日本酒党となっておりました。

懇親会で提供された『作 雅乃智(みやびのとも) 中取り』を心ゆくまで堪能させて頂いたことは、言うまでもありません。

大変楽しい講演会と大変美味しいお酒でした！

ごちそうさまでした !!

(KHネオケム 荒木 記)



平成30年度 三重県高圧ガス安全協会会長表彰

平成30年度の三重県高圧ガス安全協会会長表彰は、優良保安監督者2名、優良保安従事者10名、保安功労者1名の方々が受賞されました。

表彰式は5月16日に開催された通常総会の席において執り行われ、若本会長から表彰状を授与するとともに記念品を贈呈いたしました。

(敬称略)

種別	氏名	事業所名
優良保安監督者	笠原 一男	本田技研工業(株)鈴鹿製作所
	後藤 幸広	KHネオケム(株)四日市工場
優良保安従事者	服部 浩樹	石原酸素(株)
	稲井 幸司	東海運輸建設(株)
	松岡 克芳	三菱ケミカル(株)四日市事業所
	山根 真二	三菱ケミカル(株)四日市事業所
	伊藤 明広	昭和四日市石油(株)四日市製油所
	野呂 雅也	四日市エルピージー基地(株)霞事業所
	渡邊 浩	コスモ石油(株)四日市製油所
	棕下 竜也	コスモ石油(株)四日市製油所
	杉山 利明	東ソー(株)四日市事業所
	野呂 昌史	東ソー(株)四日市事業所
保安功労者	伊藤 淳	東ソー(株)四日市事業所

安全協会長表彰を受賞して

平成 30 年度三重県高圧ガス安全協会長表彰を受賞された 13 名の皆様にこれまでの経験をもとに「私と高圧ガス保安」と題する喜びのことばを投稿していただきました。



三重県高圧ガス安全協会長表彰受賞者
平成30年5月16日 プラトンホテル四日市

優良保安監督者

本田技研工業(株)鈴鹿製作所 笠原一男

この度は、高圧ガス優良保安監督者の表彰を頂き誠に有り難うございます。

今回の受賞は、職場の安全管理を担当する「保安係員」全員の真摯な取り組みが評価されたものと深く感謝申し上げます。

私が作業主任者に任命されて、すぐに高圧ガス配管変更工事により、県への届けが必要となり、先輩に指導・アドバイスを頂きながら「申請帳票、完成検査」と夢中で段取りした事を思い出します。

高圧ガスに伴う災害はとて大きなもので有り、生命の危険は勿論、社会的にも大きな影響を及ぼします。

今後も更なる安全な職場を目指すと共に、後継者の育成に努力してまいります。

KHネオケム(株)四日市工場 後藤幸広

この度、三重県高圧ガス安全協会会長表彰を受賞させて頂き有難うございました。

これもひとえに関係各位の皆様方のご指導とご支援の賜り物であり、心より感謝いたしております。私は、高圧ガス保安係員として、まず自分自身の責任を果たすための自己管理と意識の高揚に努めることが保安向上のためと思って、従事してまいりました。

又、新しい世代と交代していくことは必要な事。しかしその為に過去の貴重な経験が失われていく事の無いよう、これらを整理、蓄積、教育、訓練によって後世に引き継ぐことはこれからの課題であり年配者の役目と実感している次第です。

最後になりましたが、これまでご指導賜りました関係者の皆様に厚く御礼申し上げますと共に今後とも一層の保安活動を続けていく所存でございますので宜しくお願い致します。



石原酸素(株) 服部浩樹

この度、高圧ガス保安協会より優良保安従事者として表彰して頂き、大変光栄に思っております。

今回の受賞は、個人ではなく職場の仲間、製造事業に携わっている全員の日々の保安活動に対しての表彰だと思っています。

入社して26年間、酸素ガス、窒素ガス、液化アルゴンを製造している高圧ガス設備に従事してまいりました。

操業開始以来、無事故無災害を継続していますが、33年が経過して設備の老朽化が進み、これを起因とした事故、災害の発生も考えられるので、これまで以上に日々の点検を強化し、異常の早期発見、事故の未然防止に努め、今後も無事故無災害の継続、安定操業を目指して頑張っていきたいと思っております。

東海運輸建設(株) 稲井幸司

この度、三重県高圧ガス安全協会会長より優良保安従事者の表彰を頂き、光栄に思っております。

この賞を頂けたのは、私一人の成果ではなく上司、先輩、同僚、関係各位のご指導の賜物と深く感謝するとともに、心よりお礼申し上げます。

私たちの業務は、タンクローリーによる高圧ガスの輸送で、公共の場である道路を走行し、多くの顧客のもとにお届けしております。

路上での事故は重大な災害を引き起こしかねませんので、常に安全を第一に考え、「だろう」ではなく、「かもしれない」運転に励んでいきます。

今回の表彰に恥じぬよう、これからもより一層の安全運転を意識し、事故を発生させない職場を目指し、安全第一で高圧ガスの輸送を行うよう日々努力致します。

三菱ケミカル(株)四日市事業所 松岡克芳

この度、高圧ガス優良保安従事者として三重県高圧ガス安全協会会長表彰を受賞したことは大変光栄であり、厚く御礼申し上げます。

今回の受賞は諸先輩方や同僚達と共に長年の保安実績が認められたものであり、関係各位のご指導とご支援のもとに頂くことが出来たものだと感謝いたしております。

私は、入社以来 27 年間同じ職場で高圧ガス製造に従事してまいりました。

私たちが取り扱っている高圧ガス製造プラントでは、ひとたび漏えいやヒューマンエラーを起こすと多大な災害・事故を招くことになり社会的信頼も失ってしまいます。

そんな中、保安従事者としての責務の重大さを感じると共に日々の安全安定運転の積み重ねが如何に大切であるかということを感じる次第であります。

大事故を起こさないためにも、一人ひとりが安全管理を意識し安全に業務を遂行すると共に現場で働く第一線のプロとして基本行動の徹底とルール遵守を掲げ職場の環境づくりに取り組んでいます。

今後も自身の役割を理解した上で後輩達への技術の伝承を含め、より一層努力し安全安定運転に努めていきたいと思っております。

三菱ケミカル(株)四日市事業所 山根真二

この度は、優良保安従事者として表彰を頂き大変光栄に思います。

今回の表彰は私個人の成果ではなく、プラントに携わる人達が常に保安活動を心がけた結果であり、その代表として頂いたと感謝しております。

高圧ガスプラントに従事して 20 数年経ち、現在は主に安全関係を担当しています。

安全の対象は人であり設備であり、つまりは職場のすべてと言えます。

労災を起こさない、保安事故を起こさない、それを第一に考え、仲間にどうあるべきかを発信する役割を担っており、やりがいのある職務と感じています。

特に高圧ガスプラントは保安事故が発生すると重大な影響を及ぼし、社会的信用に関わる問題に発展しかねません。

そういった意味でも、日々、細かい所にも目を配り不具合の早期発見に努めています。

今後も職場の仲間と共に無事故・無災害を継続し、安全・安定運転に努めていきたいと思っております。

昭和四日市石油(株)四日市製油所 伊藤明広

この度は、高圧ガス優良保安従事者として、三重県高圧ガス安全協会会長表彰を受賞させて頂き誠にありがとうございます。

高圧ガス製造設備に従事する者にとって大変光栄であり、これもひとえに関係各位の皆様のご指導、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

私は入社して 39 年間、高圧ガス設備の運転、出荷業務に従事してきました。

高圧ガスを取り扱う者として、ひとつ間違えれば大きな事故、災害を招き、社会的にも甚大な影響を及ぼします。

事故を起こさない為に弊社では、事故ゼロ推進活動を実施しています。

過去の教訓から生まれた「事故ゼロカード」による安全意識、安全行動の向上を目指します。

又、5つのワーキンググループ（規定・非定常・教育・人事制度/組織・協力会社との連携強化）を立ち上げて活動を実施しています。

ゼロ災害を常に目標にし、一人ひとりが安全を守ろうとするたゆみない意識で「より安全で事故の無い職場」を築き、無事故無災害に努めてまいります。

四日市エルピージー基地(株)霞事業所 野呂雅也

この度、高圧ガス安全協会長より高圧ガス優良保安従事者表彰を受賞する事となり、大変光栄であると共に、身の引き締まる思いであります。

これもひとえに関係各位の御指導と御支援の賜物であり、心より感謝しております。

入社して37年間、製造現場で保安係員として21年間高圧設備の保安に従事してきました。

現職場では毎朝全体ミーティングにおいて過去のトラブル事例の紹介を実施して「情報の共有化」を徹底しております。

今後はこれらの経験をもとに次世代へ「安全文化」の伝承を確実にを行い、地域社会に信頼される会社へと発展させられるように努めていく所存です。

コスモ石油(株)四日市製油所 渡邊 浩

この度、三重県高圧ガス安全協会長より高圧ガス優良保安従事者表彰を受賞する事となり、身に余る栄誉であり光栄に存じます。

日ごろ、私どもコスモ石油四日市製油所員は、安全運転、安定供給を心がけてまいりました。その努力をお認めいただき、晴れがましい栄誉を得ましたことは、ひとえに先輩、上司をはじめ同僚の努力の継続の賜物と感謝しております。

当所では、安全管理の確実な取り組みとして自主保安活動を実施継続しております。

そこからより良くする為に、日々改善、発展に心がけるとともに、職場の整理、清掃をすることで、不具合を早期発見、最小限でとどめる事、すなわち公共の安全、近隣住民の皆様と共存して暮らしていることを念頭に置き日々働いております。

『人は忘れる生き物』と言います。私たちは過去の事例などを踏まえ、風化させること無く、日々変わりゆく日常の中で無事故無災害を目指します。

皆様を『ココロも満タンに』出来ますよう社会の一員として努めていく所存です。

社会に信頼され、期待され続ける活気ある製油所づくりと更なる安全文化構築に向けて今後もより一層努力して行きたいと思っております。

これからも格別なご厚情、ご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

コスモ石油(株)四日市製油所 棕下竜也

この度、高圧ガス安全協会長より高圧ガス優良保安従事者表彰を受賞した事は身に余る光栄です。

これにも関係各位のご指導とご支援の賜物であり、心より感謝いたしております。

コスモ石油に入社して製造現場で保安係員として高圧ガス設備の保安に従事してきました。

コスモ石油では、製造主体で活動を行う自主保安活動を展開しています。

その活動のひとつに“OSI提言活動(保全との連携)”があり、「外面腐食管理は製造の責任」をコンセプトに製造現場にて予防保全の観点から運転員自らが点検を行う事で感性の向上と保安管理・安全管理の強化に繋がっています。又、設備の腐食管理は保全部門だけの業務ではなく、多くの目を所有している製造も大きな戦力になることを自覚し、外面腐食に起因する不具合ゼロをゴールビジョンとして活動を推進しております。

コスモ石油の各製油所とも連携し、情報共有する事で「感性の更なる向上」に向け活動に取り組んでおります。

今後も、保安係員としての役割、責任を今以上に考え、保安法の遵守はもちろんの事、保全部門との連携強化で予知・予防保全に繋げ、外面腐食に起因する不具合をゼロにする自主保安活動を確実に進めていく事で、製油所の安全運転の維持・無災害の継続に努めて行きたいと思っております。

東ソー(株)四日市事業所 杉山利明

この度は、優良保安従事者として表彰をしていただき、ありがとうございました。

この表彰は、我々の職場をはじめ、今までご指導いただいた方々のおかげであると感謝しております。

入社以来、設備管理部門で様々なプラントに携わって32年になりますが、当初は何もわからなかった自分が諸先輩方のご指導により、高圧ガス設備の漏洩・爆発等の事故は絶対に起こしてはならない事を学びました。

今後は、若手への技術伝承も含め、より一層掘り下げた高圧ガス保安のレベル向上を目指し、安全を最優先に指導していきたいと思っております。

今回の表彰を機に、更に気を引き締め、「安全はすべての基本であり何よりも優先させる」という弊社の行動規範に基づき、設備の維持管理に取り組んでいく所存です。

ありがとうございました。

東ソー(株)四日市事業所 野呂昌史

この度は優良保安従事者として表彰をしていただき、ありがとうございました。

この表彰は、一個人としての率直な喜びと共に、職場全員による高圧ガス保安に対する取り組みの結果、受賞できたものとの思いもあり、二重の喜びを感じております。

東ソーに入社し32年、高圧ガス設備の運転員からスタートし現在は設備管理を担う職場に在籍しております。

職場や職種が変わっても、高圧ガス保安に対する諸先輩方の姿勢は変わらず、危険性

や重要性について日々指導してくださいました。

今日の自分があるのも、皆さんの厳しくも熱心な指導があったからこそと思っております。

今後も、高圧ガス保安のレベル向上を進めるべく、諸先輩から学んだ知識と技術に自分の経験を加味し、若手・後輩の育成に励んでいきたいと思っております。

また、この度の表彰を機会に、今一度初心に帰り襟を正す思いで、無事故・無災害・無公害の推進とコンプライアンスの遵守に努めてまいります。

最後に、これまでご指導を賜りました関係者の皆様にお礼申し上げます。

保安功労者

東ソー(株)四日市事業所 伊藤 淳

この度の保安功労者表彰は、関係各位のご指導、ご支援のおかげと感謝いたしております。

私が入社してから34年間、高圧ガス製造現場でオペレーターとして運転業務に携わってきました。この間、多くの経験をしてきました。

パトロールでは、五感を生かして異常に素早く気付くことが事故防止には重要であることを学びました。

現在は、運転技術も向上し、安定運転が継続出来ていますが、異常時に如何に素早く対応し、安全に対処出来るかが、大切であると思っております。

今後は、保安管理部門の立場から事故・労働災害の防止、若年者の人材育成に努めていきたいと考えています。

そして、事業所が安定・安全運転を継続出来るように取り組んでまいります。

三重県高圧ガス溶材組合通常総会

平成30年度三重県高圧ガス溶材組合通常総会は、5月23日(水)15時から三重県総合文化センター中研修室において、玉木副理事長の司会により開催されました。(出席21社、委任状18社)

10月に設立40周年記念式典を催すことから懇親会などは取りやめ、日帰りとなりました。

加納理事長が欠席のため、鈴木副理事長が挨拶を行い、その後、北勢・中勢・南勢の各支部長及び東高連の総務・経済・保安委員会の各委員から29年度の活動報告が行われました。

議事に入り、29年度事業報告及び収入・支出決算報告が承認され、30年度事業計画及び収入・支出予算が議案どおり承認されました。

最後に来賓の県防災対策部 河口コンビナート防災監からご祝辞をいただき、通常総会は終了しました。



鈴木副理事長挨拶

《お知らせ》

三重県高圧ガス溶材組合設立40周年記念式典

平成30年10月11日(木) 15時から

四日市都ホテル

《式典、講演会》15～17時 朝明の間(3階)

《懇親会》17～19時 ラ・メール(16階)

溶材組合会員の皆様には、案内状をお送りいたしました。

コンプライアンスシリーズ No.17

処理能力の合算の考え方

皆様の事業所では、複数の高圧ガス製造設備を設置されている事業所も多いことと思います。

事業所に複数の高圧ガス製造設備を設置されている場合、全ての製造設備の処理能力を合算した値を当該事業所の処理能力として、第一種製造事業所か、第二種製造事業所かを判断し、各種許可申請又は届出を行っていることと思います。

高圧ガス製造事業所における処理能力については、平成 28 年 11 月 1 日以降、その算定の考え方が一部変更されました。

今回は、処理能力の算定の考え方とそれに伴う手続き等について説明します。

コンプライアンスシリーズNo.12「製造、貯蔵、消費に係る手続き」（平成 28 年 1 月）も併せてご覧ください。

<用語>

法・・・・・・・・高圧ガス保安法

(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)

政令・・・・・・・・高圧ガス保安法施行令

(平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号)

一般則・・・・・・・・一般高圧ガス保安規則

(昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号)

内規・・・・・・・・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)

(平成 19 年 7 月 1 日 平成 19・06・18 原院第 2 号)

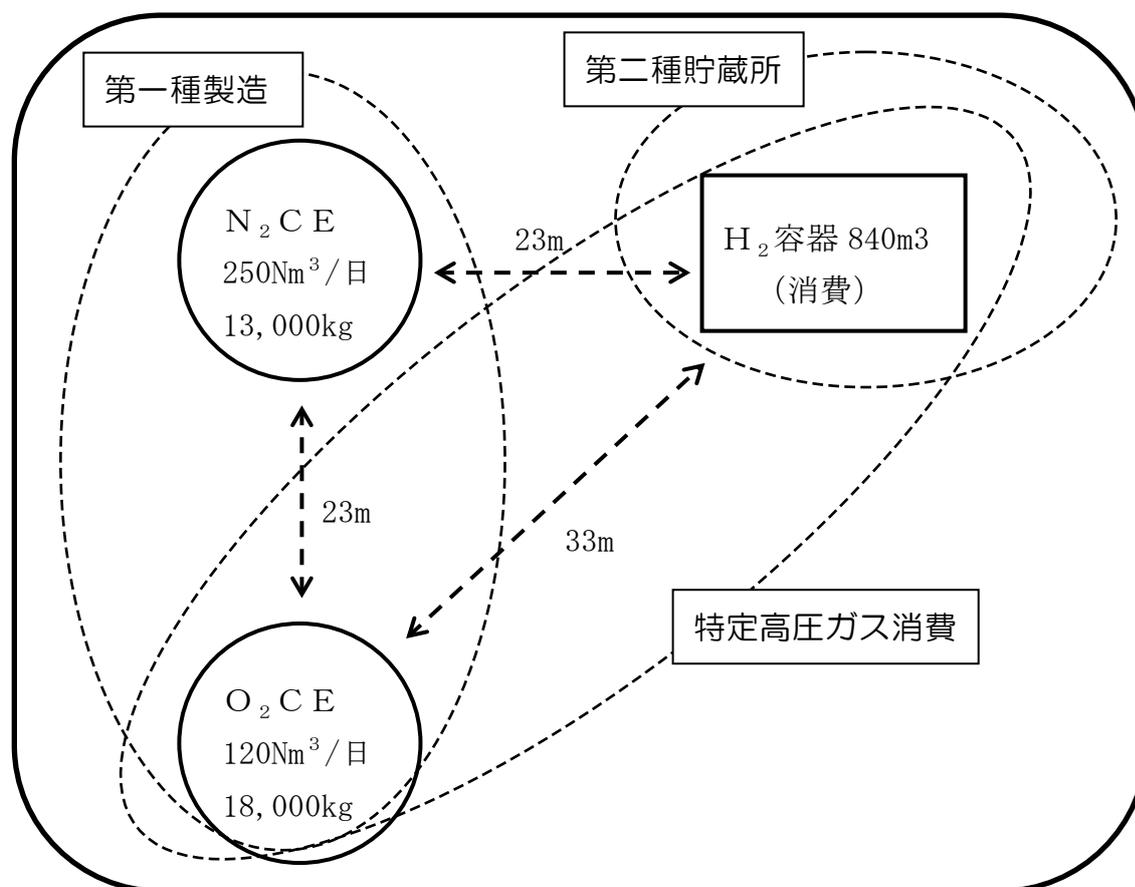
これまでは、ひとつの事業所に複数の製造設備が設置されていた場合、全ての製造設備の処理能力を合算しましたが、平成 28 年 11 月 1 日以降は、一定の要件を満たした製造設備については、その処理能力は他の製造設備の処理能力と合算しなくてもよいとされました。

一定の要件とは、概ね次に掲げるものです。

- ・ 製造設備の処理能力が 100 Nm³/日（第一種ガスについては 300 Nm³/日）未満
- ・ 他の製造施設とガス設備で接続されていないもの
- ・ 他の製造施設の機能に影響を及ぼすおそれのないもの

※22 ページに内規の抜粋を掲載しましたので、詳細はそちらをご覧ください。

次の図に示す事業所を例に説明します。



【図 1】 処理能力を合算する場合

※それぞれの施設は配管等での接続はなく独立し、
それぞれの機能に影響を及ぼさないものとする

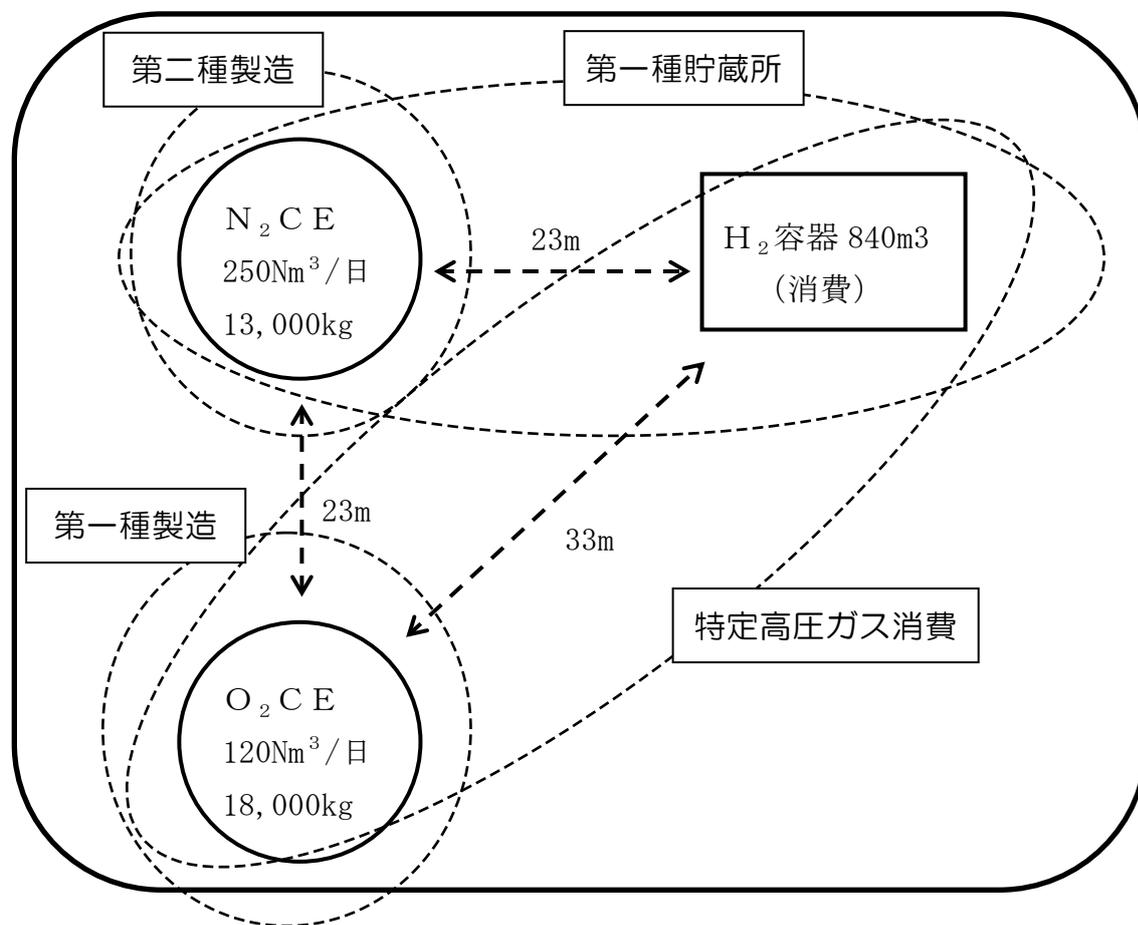
この事業所には、窒素と酸素のコールドエバポレータ（C E）と水素の貯蔵所が設置されており、この事業所を設置している者は第一種製造事業者、第二種貯蔵所設置者及び特定高圧ガス消費者となります。

ここで、この事業所に設置されている窒素C Eに注目してみましょう。

窒素C Eの処理能力は 250Nm³/日（300Nm³/日未満）であり、他の設備と配管等で接続されておらず、他の設備に影響を及ぼしてはおりません。すなわち、上記の「一定の要件」を満たしております。

この事業所は酸素C Eと窒素C Eの処理能力を合算しなくてもよいことになります。

酸素CEと窒素CEの処理能力を合算しないとした場合、この事業所は以下の図のとおりとなります。



【図2】 処理能力を合算しない場合

※それぞれの施設は配管等での接続はなく、
独立しているものとする

窒素CEの処理能力と酸素CEの処理能力を合算しないため、この事業所の設置者は第一種製造事業者（酸素CE）及び第二種製造事業者（窒素CE）となります。

また、窒素CEが第二種製造となることに伴い、窒素の貯蔵量と水素の貯蔵量を合算する必要があり、この事業所の設置者は第一種貯蔵所の設置者となります。

なお、現在酸素CEと窒素CEの処理能力を合算した状態から、窒素CEの処理能力を合算しないとした場合、この事業所にはどのような手続きが必要となるのかをまとめると、以下のとおりとなります。

- ・ 高圧ガス製造事業軽微変更届
 - ⇒ 窒素CEを第一種製造事業所から外すため
- ・ 高圧ガス製造事業届
 - ⇒ 新たに窒素CEが第二種製造事業所となるため
- ・ 第一種貯蔵所設置許可申請
 - ⇒ 窒素CEと水素容器の貯蔵所が第一種貯蔵所となるため
- ・ 第二種貯蔵所廃止届
 - ⇒ 水素容器の貯蔵所が第一種貯蔵所となるため

また、処理能力の合算の有無により、窒素CEの変更工事に係る必要な手続きは以下のとおりとなります。

＜処理能力を合算する場合＞

- ・ 高圧ガス製造施設変更許可申請（要完成検査）

＜処理能力を合算しない場合＞

- ・ 高圧ガス製造事業変更届
- ・ 第一種貯蔵所変更許可申請（要完成検査）

この事業所の場合、窒素CEの変更工事を行う際は、窒素CEの処理能力を合算しない場合のほうが法律上の必要な手続きが増えることとなります。

（第二種製造者にすることで、手続きがより煩雑！）

一定の要件を満たす高圧ガス製造設備の処理能力を他の高圧ガス製造設備の処理能力と合算する場合及びしない場合について、解説しました。

示したものは、あくまで例ですので、どのような高圧ガス製造設備がどの位置に設置されているか、容器置場等の高圧ガス貯蔵設備がどのような位置に設置されているか、その貯蔵量はどのくらいかによって、施設の捉え方や必要な法手続きが異なります。

別表（23 ページ）に必要な法手続き等についてまとめましたので、参考にしてください。

皆様の事業所において一定の要件を満たす高圧ガス製造設備が設置されている場合、事業所内の高圧ガス製造設備及び貯蔵設備の配置等を確実に把握した上で合算の有無に伴う影響を十分検討し、その処理能力を他の製造設備と合算するかどうかを判断してください。

【内規（抜粋）】

20170718 保局第1号 平成29年7月25日

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

I. 高圧ガス保安法関係

第5条関係（製造の許可等）

(1)

- ① 事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（冷凍事業所を除く。）するものとする。

ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表第1号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみがとおり、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第10条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者）にあっては、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの）を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあっては処理能力を合算しなくてよいものとする。

なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあっては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

別 表

第一種製造事業所に新たに一定の要件を満たす高圧ガス製造施設を設置する場合における当該施設の取扱い等について

※一定の要件を満たす高圧ガス製造施設

- ・ 処理能力が $100\text{m}^3/\text{日}$ （第一種ガスの場合は $300\text{m}^3/\text{日}$ ）未満の製造施設
- ・ 他の高圧ガス製造施設とガス設備で接続されていないもの
- ・ 他の高圧ガス製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

	処理能力を合算する場合		処理能力を合算しない場合	
	耐震設計構造物 あり (CE等)	耐震設計構造物 なし (射出成型機等)	耐震設計構造物 あり (CE等)	耐震設計構造物 なし (射出成型機等)
施設の設置の工事	変更許可 完成検査	変更許可 (完成検査不要)	高圧ガス製造 事業届	高圧ガス製造 事業届
施設設置後の 変更の工事	変更許可 完成検査	軽微変更	高圧ガス製造 施設変更届	高圧ガス製造 施設変更届

- ①一定の要件を満たす既存の高圧ガス製造施設についても、処理能力の合算を外すことは可。
その場合、以下に示す手続きを行う必要あり。
高圧ガス製造事業届
高圧ガス製造施設軽微変更届
- ②一定の要件を満たす高圧ガス製造施設の処理能力の合算を外すことに伴い、第一種貯蔵所
又は第二種貯蔵所に係る手続きが必要となる場合あり。

【参照条文等】

- ・ 一般高圧ガス保安規則第33条第2号、液化石油ガス保安規則第34条第2号、コンビナート等保安規則第17条第2号
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
 - (1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について
 - I. 高圧ガス保安法関係 第5条関係（製造の許可等）
- ・ 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて
 - 1 1.

(コンビナート部門)

「我が社の保安管理」

味の素株式会社東海事業所
四日市市大字日永 1730 番地

1. 工場の概要

当事業所は、国内に在る当社 3 事業所の中で、食品（ほんだし®をはじめとする風味調味料）・アミノ酸など一般市場でも目にする機会の多い製品や、化成品・医薬品など多分野の生産を行う事業所として昭和 37 年より四日市市の地で操業を開始しました。



東海事業所全景

2. 安全活動

当事業所では次のような安全活動を行っています。

① リスクアセスメントの実施

新規アイテムの生産、これに伴う新規物質の取扱い、設備の新設・改造等、生産活動を継続する上で変化が伴う前にリスクアセスメントを行い、安全・環境・品質面での課題や対策、これに紐づく法対応に漏れ落ちが発生していないか確認を行っています。

又、設備の小改修や取扱い物質等に関して日常的に発生するマイナーチェンジに対しても工務部門、安全・環境部門、品質部門により 1 案件毎に確認を欠かさず実施する事により、意図しないトラブルや法逸脱が発生しない様、取組みを行っています。

② 回転機器巻き込まれ防止対策

グループ会社内で回転機器に巻き込まれるケースがあり、全社を挙げて巻き込まれ防止対策を進めています。機器納入時に標準的に設置される保護カバーでは手指が入る隙間があるため、回転部位に手指が入らないカバーへ改造するなど、事業所内を総点検して 250 箇所におよぶ改修を行いました。この様なカバーの強化は点検やメンテナンスをする上で、ネガティブに捉えられがちですが、働く人の安全・安心を最優先に取り組んでいます。

③ 防災面の取組み

年間に行う教育や訓練については、職場毎に生産する製品が全く異なる事から、その職場の特色（危険物や高圧ガスなど）を反映した訓練を計画し、実施しています。又、近年は情報伝達機能の強化のため、WEB カメラなど通信機器類の充実を図り、有事にも備える中で、自衛消防隊のみで実施する訓練から防災組織全体で行う訓練を交え、全員防災で事業所の安全を守る取組みを展開しています。

当事業所の所在地は大地震により津波浸水が想定されていることから、人命最優先の方針のもと、緊急地震速報システムによる地震発生前の周知に努めている他、人が

常時、作業・計器監視を行う場所を中心に建屋の耐震補強を計画的に実施しています。さらに津波浸水に備えて、津波避難場所（建屋）の確保や避難場所への定期的な誘導訓練を行い、万が一の災害に備えています。



防災訓練風景



WEB カメラ映像の確認状況



津波避難場所案内



3. おわりに

当社の「労働安全衛生に関するグループポリシー」を紹介します。

私たちは、人間性尊重を基本とし、労働安全衛生を企業活動の最も重要な基盤のひとつとします。

1. 私たちは、“安全はすべてに優先する”考え方にに基づき行動します。
2. 私たちは、トップマネジメントのリーダーシップのもと、働く一人ひとりとともに健全な安全文化を醸成します。
3. 私たちは、関係法令及び社内ルール等を順守します。
4. 私たちは、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を基本として危険源を特定・評価し必要な経営資源を投入することにより、そのリスク低減・除去を徹底します。
5. 私たちは、非常事態を予防し発生時の被害を極小化するため、体制及び訓練の強化と対応の円滑化を図ります。

私たちはこのグループポリシーを守り、安全衛生活動を充実させる事で災害防止に努め、全てのお客様、地域の皆様、事業所で働く全ての人に対して社会的責任を果たしてまいります。

(製造・消費部門)

「デンソー大安製作所の安全管理」

(株)デンソー大安製作所
いなべ市大安町門前 1530

1. 事業所概要

デンソーは1949年12月に愛知県刈谷市に設立された、先進的な自動車技術・システム・製品を提供するグローバルな自動車部品メーカーです。

大安製作所は1982年に操業を開始した三重県内唯一のデンソー生産拠点であり、現在は6,000人を超える従業員が在籍しています。

主な製品はエンジン点火系・排ガス浄化系・動弁系等の環境関連製品と、ブレーキ系・次世代スマートアシスト系等の走行安全関連製品であり、4つの製造部で担当しています。それぞれの製造部で設備・工程・作業の内容が異なる中、部間の情報交換や相互ベンチマーク等を通じてシナジーを発揮できる様な、“One 大安”に向けた施策を展開しています。

2. 安全活動

(1) 重点施策

大安製作所では、機械作動部での挟まれ災害に

ついて重点的に低減する方針を掲げており、これまでに発生した災害の真因追求を受け、定常・非定常作業と異常処置作業に分けて対策を行っています。

① 定常・非定常作業

繰返し行う作業については作業標準・要領書を定めており、この作業要領書に基づきリスクアセスメントを実施し、3年毎に見直しています。

特に高リスク作業については部長・工場長による“公開段取り”で指導・改善を行っており、「やりにくい・見せたくない作業」の公開に重点を置いて「見せてくれた勇氣に感謝」とともに、トップリードでの強い意志を持ったリスク低減に取り組んでいます。また、これらは通常は各製造部単位で行いますが、毎月一回4つの製造部と工機部合同での“One 大安公開段取り”を開催して、好事例の共有・第三者目線での評価等の部間交流を図っています。

② 異常処置作業

作業要領書の無い突発的に発生する異常処置(不具合対応)に対しては作業前にKY(危険予知)を行っており、特に肝となる危険予知能力の向上に向け、毎月4ラウンドKYやヒヤリハット提案等を職場単位で行っています。

また、3回以上発生した作業については要領書を定めてリスクアセスメントを行う様になっています。

環境			安全	
点火系	排気系	動弁系他	ブレーキ	ADAS
 CRIC's	 排気センサ (A/Fセンサ)	 VCT	 ABSシステム	 次世代スマートアシスト
 スパークプラグ	 モリス (FLAD)	 OCV		

大安製作所の製品

③職場巡回活動

“職場安全を見切る活動”として、班長（管理監督者）が安全活動に専念できる様に各現場で1日1時間の時間を確保しています。主に巡回を行い、作業方法・行動・設備を観察して良い点は褒めて不具合は指導・改善し、更に作業者と対話しながら、担当作業における危険・やりにくい作業の有無等の確認・改善を行っています。

(2) 安全教育

①教育の体系・体制

当社では役職昇格者に対して行う「階層別教育」と法定資格・社内資格の為の「職種別教育」に体系化して取り組んでいます。社内資格は過去の災害からの教訓として資格化されたものであり、例えば重量物の取扱い作業については訓練を受けた者のみが作業をできる様にルール化しています。



重量物作業資格の訓練

通常これらは本社等で一括開催されていますが、前述の様にここ大安製作所は他製作所とは距離的に遠く、一括開催の恩恵にあずかれません。そこで大安製作所では自前で教育専門部隊を組織して、従業員の利便性に配慮すると共に、ニーズを踏まえた安全教育を行っています。

②危険体感訓練

新人・転属者等に危険体感機を使用した配属時教育を行っています。

やはり類似災害の再発防止が重要な課題であり、災害の状況を再現した体感機を製作して風化防止を図っています。



実際に挟まれた状況を再現



(3) 行動基準

これらの施策を踏まえて一人ひとりの作業者が安全に作業を実践できる様に「大安安全行動基準 5 力条」を策定して、“One大安”としての安全意識の高揚を図っています。

(4) 内部監査

活動状況の確認の為に、他製作所の有資格者からなる監査チームによる内部監査を定期的実施しています。

3. おわりに

お陰様でデンソー大安製作所は、今年の4月で操業35年を迎えました。これからも「安全第一」を柱にした生産活動を通して、地域・自然との共生・共創を目指し、デンソーが三重の地に来て良かったと思って頂ける様、地域の皆様と共に歩んで参ります。

— フラメンコ —



情熱の国＜スペイン＞南部アンダルシア地方発祥芸能『フラメンコ』

ヒターノ（スペインジプシー）が集まる個人宅や酒場で、どこからか楽器のようなパルマ（手拍子）が始まり、それに合わせて誰かが歌い始め、掻き立てられるように一人が立ち上がり踊り始める。これにギターなど伴奏が入ると尚盛り上がります。

ヒターノの辛く苦しい中にも強く熱い思いが表現され、魂が揺さぶられます。

そんな『フラメンコ』に魅了されて早 10 年。

『フラダンス』は比較的に見る機会があっても、『フラメンコ』はなかなか身近にないとよく言われる『フラメンコ』について、少しご紹介したいと思います。

『フラメンコ』と聞いて思い浮かぶイメージは、赤いバラをくわえて「**オレ!**」という決めポーズや独特なカスタネットなどが多いと思いますが、踊りにはいろいろなアイテムがあります。※バラは、ほとんどくわえませんよ。



まず、必須の靴です。タップダンスに似た激しい足の動きで床を踏みつけ音を鳴らす革靴のつま先とヒールの底には、小さな釘が無数に打ち付けられています。



その他

- ファルダ（スカート）
- パリージョ（カスタネット）
- アバニコ（扇子）
- マントン（ショール）
- バストン（ステッキ） など

特に私のお気に入りアイテムは、コルドベス（帽子）です。
男性ぽく、キリッとした格好良さとパントマイムのような動きも面白味があり見せ所です。

踊る機会は？

発表会や生徒ライブのほか、式典や野外イベント、時には介護施設などで踊ることもあります。

鮮やかな衣装で激しくも華麗な踊りにご老人方も目を輝かせて下さいます。

踊っていて気持ちが昂るのが『ハレオ』という感動した気持ちや褒め言葉の掛け声を掛けてもらった時です。

観客からはもちろん、演者同士も掛け合いその場の空気はどんどん熱く盛り上がります。

フラメンコを観る機会があれば、是非、この『ハレオ』を掛けてあげてください。
観る側も参加型でより楽しいライブになること間違いなし！です。



■■ 代表的なハレオ ■■

- ・オレ！（素敵） ・ビエン！（いいぞ、素晴らしい） ・アサー！（その調子）
- ☆ポニータ！（かわいい女の子） ☆グアパ！（いい女、美人）
- ★ポニーート！（かわいい男の子） ★グアポ！（いい男、男前）



私の目標は、タブラオ（舞台のあるスペイン料理酒場）でソロで踊ることです。

練習を重ねて難しいコンパス（リズム）を全身で感じつつ静と動を表現できるように励むだけでなく、更にその先の観客をも引き込み、熱い思いを湧かせられるような、そんな魅力的な表現ができるように、これからもたくさんのライブを見て自身で体感し、探究して参りたいと思います。

**実現した折には、是非熱い『ハレオ』を
お願い致します！**

ほんとうに行けたのか、 「新居じゃないよ、新疆ウイグル自治区」 後編

会社の先輩から、「中国語の先生がウルムチに里帰りする際、シルクロードへのツアーを組んでくれるから一緒にいかないか」と誘われた今回の旅行でしたが、出発前からトラブル続き。前号の前編を読んでから、この旅日記を読んで下さい。

4日目、後発組が到着しないので我々だけでバザールと博物館を観光しました。

どちらもウルムチの市内にありますが駐車場がありません。前の道路はコーンが置いてあり駐車出来ませんが、我々を乗せたバスが到着し運転手がそっと現金を渡すとコーンを移動してくれました。まだまだ袖の下の力が強いようです。

午後になり後発組が空港に到着するので迎えにいきました。飛行機が到着して姿が見えているのに出てこない。かなりの時間が経過してから出てきました。荷物は一便遅い飛行機で到着したとの事でした。

後発組もウルムチ観光をしないわけにはいかないので再度バザールへ、私一人バスから降りずに給油に付き合いましたが、ウルムチのガソリンスタンドでは、トランクを開けてチェックが有り、運転手以外は下車してスタンド入り口で待っていなければいけません。ウルムチ以外の給油所のルールは分かりませんが、市内のデパート等は鉄の檻で覆われており中に入るにも持ち物チェックが有る等、新疆ウイグル自治区での治安維持に政府はかなりの力を入れているようです。

その後、トルファンにバスで移動しましたが、時間が無いので観光はできず、トルファンの駅に直行です。

今日は、敦煌の近くの駅である柳園まで2等寝台列車で移動します。

10年ほど前に「関口知宏 中国鉄道紀行」を何度も見て、乗ってみたいと思っていましたが、やっと夢がかないました。

寝台車は、生まれて初めてです。

レールの繋ぎ目で「がたんがたん」と振動しますが、ぐっすりと眠ることができました。

降りる40分前に車掌さんが起こしにきてくれます。

事前にネットで調べたら汚いとか車掌の態度が悪いとかタバコ臭いとか（今は禁煙になっている）書かれていましたが、そのようなこともなく、快適に過ごすことができました。



2等寝台車

5日目、柳園駅に到着し、バスで敦煌まで移動します。途中食堂に立ち寄り、「牛肉麺」の朝食、敦煌はシルクロードの観光地で到着したら長蛇の列でしたが、バスの運転手のはからいで、すぐに入場することが出来ました。袖の下かな。

莫高窟の見学は、日本人ばかり集められて日本語ガイドの研究員が付きます。

しっかり見たかったのですが時間がないので、途中で切り上げて鳴沙山に移動です。

ここで生まれて初めて砂漠を見ました。どこまでも続く砂の山に感動し、「月牙泉」を見て走って戻りました。(時間無さすぎ)

敦煌駅に戻り、寝台車で嘉峪関までの移動となります。寝台車での移動ですが明るいうちの移動なので、寝台車の横にある折りたたみ式の補助椅子に座り、ipod で音楽を聴きながら窓の外を流れる景色を見ていると、とても幸せな気分になりました。

先生の家から全員が手分けして持ってきた食べ物も少しずつ少なくなってきましたが、最後まで残っていた大きなスイカが割れてしまい食べることにしました。

ゴミを少なくするためにだれかが「種も食べろ」と言ったので「盲腸炎になるよ」と話していましたが、我々が日本に帰ったあと、先生のお子さんがほんとうに盲腸炎になったと連絡があったそうです。くれぐれもスイカの種は食べないようにしましょう。

嘉峪関駅に到着し、胡錦濤元首相も泊まったという高級ホテルまで市内バスで移動(15 円程と安い)、夜は屋台で宴会となりました。

6日目、万里の長城の西の果てである嘉峪関長城を見学後、嘉峪関南駅から張液西駅まで新幹線で移動です。

先生の旦那さんの兄弟一族に迎えに来てもらい、全員で五彩山に出かけました。

ネットの写真で見たほどの美しさではありませんでしたが、自然の美しさを堪能しました。

張液五彩山



観光終了後に先生の旦那さんの実家に向かい、近くのレストランで盛大な歓迎を受けました。タバコを勧めてくれましたが吸う人がいない、アルコール度数の高いお酒はだれも飲めない。中国式じゃんけんて負けた人が酒を飲むのを教えていただきました。

嘉峪関のホテルで大きな声が聞こえていたのは、これだったようです。

22時から始まった宴会ももう24時、やっと終了し、今日は先生の旦那さんの実家に泊めてもらいます。

オンドルの上にふとんを敷いておやすみなさい。明かりは裸電球1個です。

7日目、朝早く暗いうちから起き出し、トイレに行きましたが、板が2枚渡してあるだけ、同行者にティッシュを借りてしゃがんでみたが、周囲がみわたせる。

今時の女性なら絶対に無理でしょうね。

周囲が明るくなり、表に出てみたら近所のおばさんが10匹ほどの羊を鞭で追いながら歩いていました。

敷地内ではニワトリや鴨が放し飼いにされて走り回っており、麦畑を背景とした朝日は黄金色に輝き、私が生まれた時代のような懐かしい静かな時間が流れていきます。



バスに乗り、山丹油菜花と山丹軍馬場を見学に行きます。

見渡す限り菜種の花が咲いていますが、時期が悪いのか黄色の色が薄いです。

軍馬場では生まれて初めて馬に乗ることが出来ました。ひき馬で30分500円ほどと安いです。

観光が終わり、張液の空港に行きましたが飛行機が到着しておらず、4時間遅れとなってしまいました。

2時間ほどしてカップ麺が配られました。

6時間程遅れると、弁当が配られるようです。

蘭州には夜の到着となり、蘭州黄河の観光は出来ませんでした。

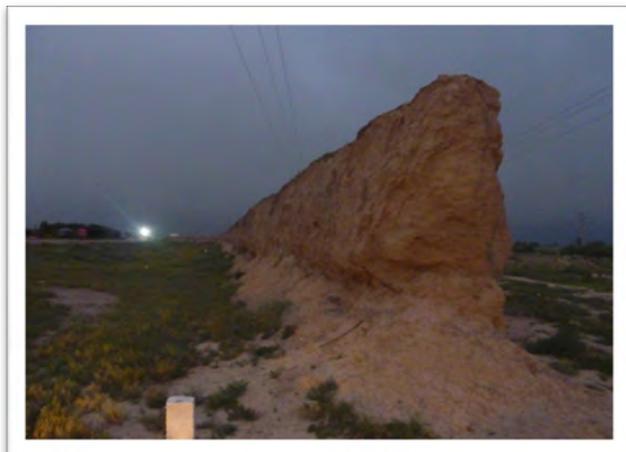
空港の近くのホテルに泊まり、翌日早朝に飛行機に乗り、上海経由で無事帰国。

今回は先輩の中国語の先生の家族にお世話になり、信じられない程安い料金でシルクロードの旅が実現出来ました。

時間に追われた旅行でしたが、田舎での民泊、2等寝台車での列車の旅、屋台での食事、現地の人たちとのふれあい等通常のツアーでは体験が出来ない貴重な旅となりました。

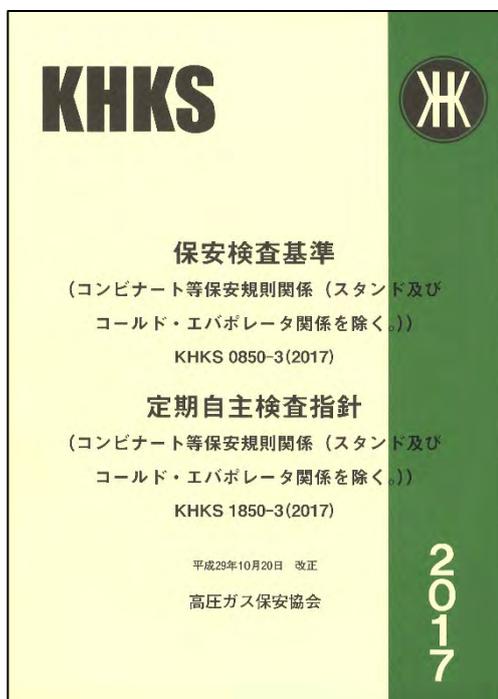
先輩、先生、ほんとうにありがとうございました。

残りの人生短いですが、また同じような旅が出来るといいなと思っています。



張液の万里の長城

保安検査基準・定期自主検査指針 が改定されました。



平成 30 年 4 月 27 日発行	定 価	会員価格
一般高圧ガス保安規則関係	2,760円	2,480円
液化石油ガス保安規則関係	2,760円	2,480円
コンビナート等保安規則関係	2,960円	2,660円
天然ガススタンド関係	2,450円	2,210円
液化石油ガススタンド関係	2,450円	2,210円
LNG受入基地関係	2,450円	2,210円

☆安全協会会員の事業所及び従業員の方には、『会員価格』で販売します。

上記の他、法令、テキスト、問題集・参考書、指針・基準などKHKS発行の図書は、三重県高圧ガス安全協会でお求めください。

ホームページ (<https://ankyomie.jp/>) の「図書のご案内」をご覧ください。

平成30年度
高圧ガス製造保安責任者
高圧ガス販売主任者
液化石油ガス設備士
試験

● 甲種化学 ● 甲種機械 ● 乙種化学 ● 乙種機械
● 丙種化学(液石) ● 丙種化学(特別)
● 第一種冷凍機械 ● 第二種冷凍機械 ● 第三種冷凍機械
● 第一種販売 ● 第二種販売
● 液化石油ガス設備士

筆記試験日 **11月11日(日)**

◎液化石油ガス設備士試験では、筆記試験合格後に技能試験があります

受験案内書の配布 **7月9日(月)**から

受験資格

年齢、学歴、経験に
関係なく
どなたでも受験
できます

受験願書の申請受付期間

インターネット申請

8月17日(金) 午前10時から **9月5日(水)** 午後5時まで

書面申請

8月17日(金) から **9月3日(月)** まで 当日消印有効

受験案内書の請求、願書の申請方法、問い合わせ先等、詳細はKHKのホームページをご覧ください

高圧ガス保安協会ホームページ <http://www.khk.or.jp>

高圧ガス保安協会 または KHK

検索



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

試験センター

書面申請用の「受験案内書・願書」を配布しています。

- ① 三重県試験事務所(高圧ガス安全協会内) [四日市市馳出町 3-29]
- ② 三重県冷凍設備保安協会 [津市広明町 323-1 水産会館 1階]
- ③ (一社)三重県LPガス協会 [津市柳山津興 369-2]
- ④ (一社)三重県管工事工業協会 [津市高洲町 13-34]
- ⑤ 三重県庁 消防・保安課 [津市広明町 13 県庁 5階]
- ⑥ 県の地域機関(桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊賀・南勢志摩・紀北・紀南)

※郵送をご希望の方は、三重県試験事務所(059-346-1009)へご連絡ください。

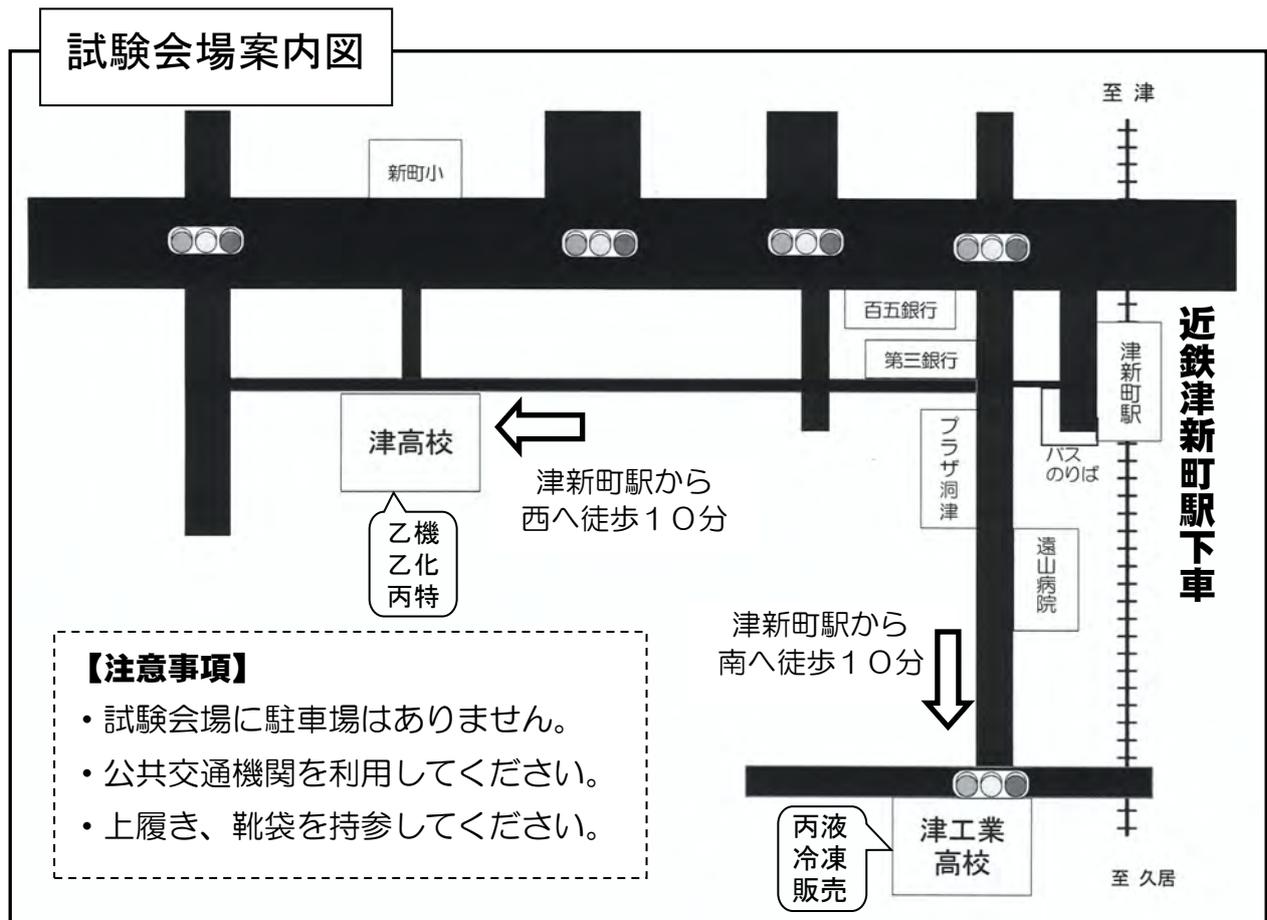
三重県試験会場

【注意】 昨年の会場（三重大学）から変わりました。

乙種機械 乙種化学 丙種化学（特別）	} 津 高等学校 (津市新町 3-1-1)
丙種化学（液石） 第二・三種 冷凍機械 第一・二種 販売	} 津工業 高等学校 (津市半田 534)

※液化石油ガス設備士試験は、別の会場（三重県LPガス協会）です。

11月初旬に「受験教室」を三重県高圧ガス安全協会のHPに掲載します。



☆☆試験情報は、ホームページをご覧ください。☆☆

高圧ガス保安協会ホームページ (<https://www.khk.or.jp/>)

三重県高圧ガス安全協会ホームページ (<https://www.ankyō-mie.jp/>)

編集後記

編集委員としての役割は今号で、最後となりました。

至らぬ点等多くありましたが、この編集委員会、また高圧ガス安全協会の業務を通じて多くのことを学ばせていただきました。今後は、弊社の高圧ガス安全協会の担当も交代し、新たな担当者がお世話になります。新担当者も一生懸命つとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 【中西】

編集委員として2年間お世話になりました。編集会議では、表紙の写真や私のワンショットなど、特にテーマのない写真を採用しています。みなさん、とっておきの一枚を是非ご提供ください。(スマホの写真大歓迎です。) 【青木】

短い期間ではありましたが編集委員を担当し、趣味の時間に『ガーデニング』・『フレームンコ』を掲載させていただきました。次回担当させていただく際には、新たなテーマにて掲載させていただきたいと思っております。ありがとうございました。 【大崎】

二年間の編集委員の任期も今回の協会だよりで最後になりました。最初は原稿が書けるのか不安でしたが、記念講演会、防災訓練視察記、編集後記等出来はともかく自分なりに楽しみながら書くことが出来ました。次号からは新たな編集委員の方にバトンタッチしますが、これからも読者の一人として協会だよりを楽しみにしています。本当にありがとうございました。 【勝田】

前회가最後の編集後記と勘違いし、既に会員の皆様、特に役員の皆様へのご挨拶をしておりましたが、今回が本当に最後となります…。私事で恐縮ですが、このタイミングで、人事異動も重なり、7月から新天地に赴任しました。皆様と流した汗と涙の2年間の経験を糧として、特に安全と品質そしてチームワークを大切に、何事にも感謝の気持ちを忘れず、頑張ります。また、再会できる日を楽しみにしております。皆様お元気で！ 【谷口】

編集委員を仰せつかってあつと言う間に2年が経ちました。初めてのことばかりで何も分からないままやってこれたのも皆様のおかげだと大変感謝致しております。有り難う御座いました。今回で編集委員の役を解かれますが、これからも協会だよりの御愛読のほど宜しくお願い致します。 【林】

今年も庭の梅の木が少し実を付けました。いつもこの時期たくさんの梅をいただくので梅酒を作るのを楽しみにしていましたが、残念ながら梅の木を処分したそうです。家では、一昨年漬けた梅酒を約1年かけて消費します。今年の方は充分ありますが、来年は不足しそうです。梅酒の梅は食べきれないので、パウンドケーキや梅酒ゼリーを作ったりします。他に良い利用方法があれば教えてください。さて、今号で編集委員さんが交代されます。次号以降も投稿お待ちしております！ 【木村】

私のワンショット

初めての東北旅行で立ち寄った奥入瀬渓流。
水も空気も澄みきって体の中まで浄化、すっかり魅了
されました。(勝田)



開通式で先頭走り、記念になりました！(谷口)



博多かわ屋の「かわ焼き」6日間たれを付けては
焼いて寝かせてあるので味わいのある串焼きでし
た。四日市にも 5/6 open (林)



犬連れ OK。
津市「かざはやの里」。
白いあじさい「アナベル」がすごくきれいでした。(木村)



横浜、赤レンガ倉庫。小雨の中、ライトアップされて
幻想的でした。(中西)

イタリアのポリスマン。
スタイルも衣裳も
カッコイイ！！(鈴木)



あなたのスマホやパソコンに埋もれている
『私のワンショット』をお送りください。
掲載分にはお礼を差し上げます。

<p>協会だより 第62号</p>	<p>発行日 平成30年7月20日 発行者 三重県高圧ガス安全協会 〒510-0855 四日市市市馳出町三丁目29番地 親和ビル2F 電話 059(346)1009 FAX 059(346)1521 E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp</p>	<p>印刷所 有限会社 住吉孔版社 〒510-8003 四日市市住吉町6-8 電話 059(365)1924</p>
-----------------------	---	--

タンクやマンホール作業の 酸欠事故防止に!!

✓ センサ2年保証

センサ交換が2年に一度だから、ランニングコストを大幅に低減できます。

連続使用時間

✓ 約20,000時間

単3形アルカリ乾電池2本で約20,000時間(約2年間)連続して使用できます。

センサ投げ込み式で
作業前測定に
最適です。



リモート
ケーブル5m

1台2役

ケーブル・センサを
巻取部に固定して
リアルタイム測定も
可能です。

センサ

センサも含めて

防じん・防水構造

保護等級IP67相当